

令和4年 第16回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和4年8月23日（火）午後1時30分

場 所：教育委員会室

教育長	蓮沼千秋
教育長職務代理者	井戸道代
委員	天野安喜子
委員	庭野正和

事務局	教育推進課長	飯田常雄
	学務課長	大關一彦
	教育指導課長兼教育研究所長	
		佐藤嘉弘
	学校施設課長	八木邦夫
	統括指導主事	百々和世
	統括指導主事	千葉一知

書記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	杉浦佳之
	同 主査	志村一彦

蓮沼教育長	開会時刻 午後１時３０分 ただいまから、令和４年第１６回教育委員会定例会を開催します。 平井委員から所用により欠席するとの連絡がありましたので、ご報告いたします。 日程第１、署名委員を決定します。井戸委員と天野委員にお願いします。 続いて、日程第２、議案の審議にまいります。 第２９号議案、「教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取について」を議題とします。 本議案は、教育に関する予算・条例案について、令和４年第３回江戸川区議会定例会で審議するにあたり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第２９条の規定に基づき、区長から教育委員会に対し意見聴取されたものです。 本件は、議会に上程される前の議案に関することであり、政策形成過程にある案件であることから、江戸川区教育委員会会議規則第１３条に定める秘密会として審議したいと思います。 この発議に賛成の方は挙手をお願いします。 〔賛成者挙手〕
教 育 長	賛成多数と認めます。これより会議は秘密会となります。 第２９号議案については、議案が議会に上程された後に、議事録の公開を可能とします。 〔秘密会〕 〔政策形成過程期間が終了したため秘密会部分を公開〕
教 育 長	それでは、第２９号議案を審議いたします。内容について事務局から説明をお願いします。
教育推進課長	教育に関する事務の議案ということで、９月１４日開会予定の令和４年第３回江戸川区議会定例会に提出する議案につきまして、法第２９条の規定により、意見聴取を受けたものでございます。内容は記書きにあります７点です。１点目、令和４年度江戸川区一般会計補正予算中教育の事務に関する部分。２点目、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例中教育の

事務に関する部分。3点目、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例中教育の事務に関する部分。4点目、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。5点目、江戸川区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例中教育の事務に関する部分。6点目、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。7点目、職員の高齢者部分休業に関する条例中教育の事務に関する部分でございます。内容につきましては、それぞれ資料に基づきましてご説明させていただきます。

次のページをご覧ください。初めに、補正予算に関する部分でございます。令和4年度第6号補正予算概要（教育費）案をご覧ください。上段に歳入、下段に歳出とありますが、先に下段の歳出の報告をご覧ください。

まず、教育推進費、すくすくスクール運営費負担金補助及び交付金ということで、285万8,000円の補助を計上してございます。こちらは、令和4年の2月から令和4年の9月まで、昨年度の段階で既に予算として決定しているものですが、保育士等の処遇改善ということで国の方針に基づきまして、補助金を交付しているものでございます。こちらにつきまして、令和4年の10月以降も今年度中はこの補助を継続する、そのことに伴う増でございます。

続きまして、学務費でございます。3億4,044万8,000円でございますが、学校維持管理費（小学校）、（中学校）、それぞれ2億1,000万、1億2,800万円余、計上してございますが、それぞれいずれも燃料価格の高騰による電気料金の増に伴う補正でございます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策関係費といたしまして、161万7,000円計上してございます。こちらは、小中学校及び幼稚園用の手指消毒用アルコール等の購入経費といたしまして計上したものです。こちらを合わせまして、3億4,330万6,000円歳出補正を計上してございます。

こちらにつきまして、上段をご覧くださいますと、歳入ということで国庫補助金、都支出金、2つ計上してございます。こちらはいずれも歳出の最後に説明させていただきました新型コロナウイルス感染症対策関係費に伴う記載でございます。上段、国庫補助金がウイルス感染症対策関係費に関する国の補助金ということで、小中学校分の補助、2分の1の補助になります。下に記載してございます都支出金、都補助金につきましては、幼稚園にかかる新型コロナウイルス感染症対策関係費の補助金2分の1ということで3,000円計上したものです。これらを合わせまして、80万7,000円の歳入予算として計上してございます。

裏面をご覧くださいますと、継続費（新規）ということで、下小岩地域統合小学校施設改築費並びに下鎌田地域、小岩第一中学校、それぞれの改築にかかる経費につきまして、継続費として計上したものです。

1点目の補正予算については以上です。

続いて、次のページお願いいたします。職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表を添付させていただいています。改正の概要及び改定につきまして、口頭でご説明をさせていただきます。

こちらの条例改正につきましては、2021年6月に育児介護休業法が改正をされまして、男性の育児参加を促すことで男女の雇用格差等を解消し、男女ともに仕事と育児を両立できる社会を構築していくという方針が出されているところでございます。こういった中で本条例につきましては、非常勤職員の子供の出生後8週間以内の育児休業、雇用、産後パパ育休という新しい制度でございますが、この制度を創設する。合わせて、1歳以降の育児休業の取得条件を柔軟にするということで整理するものです。具体的に申し上げますと、育児休業の一つである産後パパ育休、こちらにつきましては、取得要件を国家公務員の非常勤職員と同様に整理します。合わせまして、育児休業につきましては、夫婦交代で取得することが難しい制度設計になってございましたが、これが可能となるように整理する。合わせて、分割して取得することができなかった育児休業を原則2回まで分割して取得できるようにする、こういった形の趣旨の改正でございます。育児介護休業法の施行日に合わせまして、令和4年10月1日施行ということで予定をしているものでございます。新旧対照表は今申し上げました概要に即した形で赤字の部分が修正されてございますが、説明につきましては、概要をもってかえさせていただきます。

次のページをご覧ください。ここから先、5本の条例改正等につきましては、いずれも職員の定年に関連する改正でございます。

ページは前後いたしますが、制定改正条例の概要という資料と、その次に国家公務員法等の一部を改正する法律の概要という資料があるかと思えます。先に、国家公務員法等の一部を改正する法律の概要、右上、参考資料となっているものをご覧ください。この資料は国家公務員に関するものでございますが、同様の内容で今回地方公務員、特別区の職員も改正をいたしますので、参考にご覧いただければと思います。平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員に最大限活躍してもらうため、定年を現在の60歳から65歳に引き上げるというところでございます。具体的には次に記載のとおりです。

1点目は、定年の段階的な引上げでございます。現行60歳の定年を段階的に引き上げ、65歳といたします。令和5年度には定年を61歳とし、以降、段階的に引き上げて令和13年度以降、65歳の定年というところに段階的に改正をしていくものです。表の下に米印で記載がありますが、定年の引上げに併せて、現在60歳定年退職者の65歳までの雇用は再任用という制度でやっておりますが、再任用制度はこれに伴い廃止といたします。ただし、括弧書きにございますように、段階的な引上げ期間中は、65歳までの経過措置として現行と同様の制度を残すというものでございます。

2点目は、役職定年制の導入でございます。定年が65歳まで引き上げられて現在、いわゆる管理監督者である職員がそのまま65歳まで残った場合に、これから新たに管理職になる者の進出の妨げになるおそれがあります。そのため、組織活力を維持するために、管理監督職の職員は60歳を迎えた以降の最初の4月1日に管理監督者以外の職に異動させるというものでございます。ただし、公務の運営に著しい支障が生じる場合には、引き続き管理監督職として勤務することもできるという特例がございます。

3点目でございます。60歳に達した職員の給与でございますが、こちら、当分の間、職員が60歳に達した日の後の最初の4月1日以降は、定年前の、今で言う60歳の時点の給与の7割を乗じて得た額、60歳の時点の7割の額を60歳以降、61歳以降、適用するというものでございます。4点目、高齢期における多様な職業生活設計の支援でございます。①といたしまして、60歳以後、定年前に退職した者の退職手当でございますが、例えば65歳定年となった場合でも、60歳に達した日以後に、退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、60歳以降の退職につきましては、定年を理由とする退職と同様に退職手当を算定します。②、定年前再任用短時間勤務制の導入です。60歳に達した日以後の定年前に退職した職員を、本人の希望により、短時間勤務の官職に採用することができるというものでございます。こちらの記載のあるものを実現するために、今回、それぞれ条例を改正しているものでございます。

横書きの資料、制定・改正条例の概要という資料をご覧くださいと思います。新旧対照表の前につけさせていただいた資料でございます。そちらをご覧くださいと思います。

3番から7番まで、最初の記書きに記載してございます五つの条例改正がこの該当するものでございます。新旧対照表、非常に今回分かりにくい内容になってございますので、こちらの概要をもって説明にかえさせていただきます。

まず、3番という番号に記載してございますが、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例でございます。先ほど来、申し上げてございますように、職員の定年を60歳から65歳に引き上げるほか、その制度について必要な規定を整備するものです。また、定年引上げに伴い、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制を導入するに当たりまして、その年齢、60歳以降ということでございますが、及び対象となる者につきまして、規定を整備します。また、現行の再任用制度を廃止するということに伴って、定年前再任用短時間勤務制を導入する、このことについての規定を整備します。これら、定年延長等に伴う情報につきましては、職員が59歳となる年度にしっかり情報提供をするとともに、勤務の意思確認をするように努めるということを使用者のほうに義務づけるというものも記載してございます。また、定年引上げに伴い、原則として65歳までフルタイム勤務することになるため、現行の職員の再任用に関する条例を廃止するということをお付則において規定するものでございます。職員への情報提供につきましては、交付の日から行うことができますが、それ以外の部分につきましては、令和5年4月1日施行ということでございます。

続いて、4番、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴う規定の整備です。当分の間、職員が60歳に達した日以後の最初の4月1日以後の給料月額につきましては、7割を乗じた額とするというものでございます。また、役職定年制により降任する職員につきましては、降任した後の給与の7割、これが降任する前の、例えば課長であったときの給与の7割と降任した後の係長になった後の7割では、当然係長のほうが低くなりますが、そうしますと、60歳まで管理職を行っていた職員についてはかなり不利になりますので、そういったものが生じないように降任する前の給料号給の7割、これを保証するというものでございます。これも役職手当の調整額ということで加算をした額を支給する形になります。施行期日は、令和5年4月1日であります。

裏面をご覧ください。職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。退職後、引き続き職員となった場合における退職手当の支給の可否及び在職期間の通算について、その取扱いを明確にするために規定を整備するものでございます。今後につきましては、いわゆる早期退職の制度がありまして、今で言う60歳定年ですけれども、59歳、58歳、早めに退職すると、ちょっとずつ割増がついて退職手当の支給ができる制度がございます。このいわゆる早期退職募集につきましては、定年延長が行われた

後も現行の制度を維持します。定年は65歳になったとしても59歳、58歳で退職するものについては、若干、退職手当の割増が今後に残るというものでございます。また、役職定年制により降任した職員につきましても、それによって不利が生じないように調整額の特別措置を講じます。また、60歳に達した日以後、自己都合により退職をする職員につきましては、基本、定年退職と、その前の段階のいわゆる普通退職ですと、普通退職のほうが退職金は低くなりますが、60歳を超えて退職する場合には、例年と同様の取扱いをするというものです。職員が60歳に達した日後の最初の4月1日から7割の水準の給料月額となる場合及び役職定年制による降任による減額をされる場合については、ピーク時特例を適用するとありますが、いわゆる退職金の算定にあたっては、通常退職したときの給与月額掛ける在職年数に合わせて何か月分というような計算をいたしますが、仮に管理職が降任した後で、降任した後の低い給料で退職金を算定すると、かなり低くなってしまいますので、そういった場合には下げられる前の給与月額をもとにして退職金を計算する、こういったピーク時特例を適用するものでございます。こちらの施行期日は、令和5年4月1日です。

6点目、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、こちらは先ほど来、申し上げます再任用制度が廃止された後の、定年前再任用短時間勤務制の導入にあたりまして、1週間あたり104時間、また正規の勤務時間の割振り、週休日等の取扱いにつきまして整備しているものです。施行期日は、同じく令和5年4月1日です。

最後に7番目、職員の高齢者部分休業に関する条例でございます。定年の引上げに伴い、高齢職員の多様な働き方、ライフワークに対応するため、高齢者部分休業制度を導入するというものでございます。高齢者部分休業につきましては、平成16年の地方公務員法の改正で導入された制度でございます。法律上の位置づけはございましたが、江戸川区で今のところ、これまでは適用していませんでした。具体的に申し上げますと、55歳を超えた職員については最大1週間の勤務時間の半分まで勤務時間を減らすことができます。もちろん、減らした分の時間数に応じた給与月額になります。これは仕事と、また家庭生活の両立、また高齢期の職員につきましては、定年退職後の人生設計、またボランティアやワークシェアリング等、様々な……で活用できる制度ということで位置づけられておりました。昨年、令和3年度の特別区人事委員会の勧告におきまして、この高齢者部分休業という制度について導入に言及がございましたので、今回、区として導入を決定するものです。

	施行期日は令和５年４月１日となります。 この後にそれぞれの条例につきましての新旧対照表をつけさせていただきましたが、説明につきましては、ただいま申し上げました制定・改正条例の概要をもって代えさせていただきます。
教 育 長	説明の件に関しまして、何かご質問、ご意見とかございますか。
天 野 委 員	給与に関しては皆さんが充実して働けるようにということなので、そうした給与的な部分はそのまま賛成です。有休はどうなっているのかなとちょっと気になったのですが、定年が伸びて給料が７掛けになりますという話だったのですが、有休はきちんととれるように設定されているのでしょうか。
教育推進課長	年次有給休暇につきましては、勤務時間に応じて支給されます。フルタイムで勤務をされている場合には、毎年２０日ずつ支給されるということは変わりません。勤務時間が短くなると、それぞれに応じて支給される日数も数字が変わるということでございます。
天 野 委 員	分かりました。ほっとしました。ありがとうございます。
教 育 長	ほかはいかがですか。
庭 野 委 員	育児休業についてお話がございましたけれども、産後パパ育休ということで、男性もしっかりと子育てに従事しなさいということだろうと思いますけれども、産後に限らず、育休をとっている江戸川区の男子職員というのはこれまでどのくらいいらっしゃるのでしょうか。
教育推進課長	育児休業を取得している職員の割合でございますが、女性は１００％です。それに対して男性は令和２年度４０％、令和３年度は６６％ということで、徐々に取得率が増えてきているということでございます。
庭 野 委 員	周りの人たちの理解も増えてきて、取りやすくなっている、そういう環境になっているなというふうに思います。これでまた条例でしっかりと定められますので、さらに若いパパたちがとれるのではないかなと思います。

教育推進課長	参考ですが、現在、江戸川区では、職員が出産したり、家族が出産したりした場合には、男性でも女性でも育児休業を積極的に取得するような指導をそれぞれの職場で行っております。例えば、男性でも女性でも子供が生まれた後にはこういう育児休業とかこういう休暇制度が利用できますよということを職員と一緒に確認をして、基本的にはその職員ごとに自分はこういう休暇をとって、こういう時間短縮を使って勤務をしていくという計画をそれぞれ持てるようにということを指導しながら、男性についても可能な限り育児休業を取得して、100%を目指していきたいという目標でおります。
庭 野 委 員	ありがとうございます。職場復帰したとき、元の部署に戻るのか、それとも別のところにいくのか、必ずしも元の職場に戻れるということは保証されていないのでしょうか。
教育推進課長	原則的に元の職場へいきます。逆に、例えば元の職場が制度改正でなくなっちゃったとか、そういった事情がない限りは、原則的に元の職場に戻ることです。
庭 野 委 員	具体的に言うと、例えばオリンピック・パラリンピックなんかあったときには、自分、その部署にいたけれども、もう今はなくなっているので違うところへ行きますよと、こういうことですか。
教育推進課長	戻る所属自体がなくなってしまうので、その場合にはそれにかわるようなところに戻ることも例外的にはあります。
庭 野 委 員	安心して育休がとれる制度だなというふうに思います。ありがとうございます。
教 育 長	ほか、よろしいでしょうか。
庭 野 委 員	一番はじめの補正予算のことですけれども、電気量のところでびっくりしました。3億4,000万円という、こんなにも電気量上がったのかと驚いたのですが、現在も上がっているわけですね。
大關学務課長	10月から新たな電気会社と契約する予定だったのですが、今の原材料高騰から多くの企業が電気事業から撤退してしまい、どこも手を上げてくれま

	せんでした。そこで、東京電力の言い値で契約するしかなくて、その言い値が今までの2.2倍ほどの金額であったのですが、それで契約するしかないで、このような目立つ数字に上がっているということです。来年もこれ以上に上がっていくかもしれないという状況を注視しているところです。
教 育 長	競争企業がなくなってしまったという弊害ですね。学校で節電をお願いしていますけれども、それだけで解決できない根本的な問題があるなど。この金額には私もびっくりして、担当者も奔走していました。
庭 野 委 員	これはびっくりですね。一層、学校では節電とか、節水とか、努めなきゃいけないなというふうに思います。
教 育 長	コロナに一生懸命節電ということでやって廊下等の電気暗くしたら、児童も暗くて怖いのではというのは区長への手紙でも書かれたりしていますので、その辺の兼ね合いが難しいところではあります。精一杯、努めていかなければいけないかなと思います。 ほかよろしいでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、ほかになれば、第29号議案の意見聴取に対しては、異議なしと決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、異議なしと決定し、区長にその旨、回答いたします。 秘密会はここまでとします。 〔秘密会終了〕
教 育 長	続いて、日程第3、教育関係事務報告にまいります。 教育委員会後援名義の使用承認について、事務局からご説明をお願いいたします。
教育推進課長	それでは、お手元の教育委員会後援名義等使用申請一覧、A4横版の資料

	をご覧ください。今回、ご報告させていただく行事は1件です。45回目の後援名義申請となります。行事名は、第50回江戸川区吹奏楽連盟定期演奏会であります。申請者は、江戸川区吹奏楽連盟、理事長。事業目的は、江戸川区の吹奏楽の文化交流拡大、区内中学生の吹奏楽技術向上を目的としているものでございます。実施日時は、令和4年9月25日（日）、12時から16時頃。会場は、江戸川区総合文化センター大ホール。対象は、加盟団体・中学校吹奏楽団・一般区民であります。入場無料です。参考といたしましては、実施要項、第50回江戸川区吹奏楽連盟定期演奏会についてという資料を添付させていただきました。1番の実施要領の確認のところでございますように、今年度もコロナ感染のリスクがある中ではありますが、感染症対策を徹底した上で、定期演奏会を開催するというふうに伺っております。昨年度まではいわゆる通常どおりの開催とは異なりまして、生徒同士が接することがないように、観客席に集まって舞台に登って演奏して、終わったらすぐに観客席に戻って、次の演奏が始まる前にもうホールから出るというような開催の仕方をされておりましたが、今回は昨年と異なり、例年どおりの流れ、楽屋に集まり、リハーサル室で練習をした上で、舞台袖で待機をして演奏を行うという流れに戻すというふうにお伺いしてございます。観覧入場者につきましては、一般の方は検温と記帳、関係者の方は受付での観覧の入場券の事前配布、体調の確認を行っての入場ということでございます。 今回、2番にあります、合同演奏については今年度も見送りというふうにお伺いしてございます。感染症対策を実施した上で9月25日に定期演奏会を開催するということです。ご説明につきましては、以上です。
教 育 長	この件に関しまして、何か質問、意見はありますか。
天 野 委 員	第50回ということで、約半世紀にわたっての演奏会ということで、皆さん子どもたちにこの演奏会を目標にいろいろ練習も励んでいるでしょうし、多分、この中には各校の親睦ではないのですが、演奏する人の親睦も行われていると思いますので、ぜひ、感染対策を徹底していただいて、来年も引き続き続くように願っているところです。
教 育 長	ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長	ほかになければ、ただいまの報告事項を了承いたします。 以上をもちまして、令和４年第１６回教育委員会定例会を終了します。 閉会時刻 午後２時０１分
-------	---